

運 営 規 程

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 一般社団法人美濃青年会議所（以下「本会議所」という）の運営をより充実し、より明確かつ円滑ならしめるために本運営規程（以下「本規程」という）を設ける。

第 2 章 役員及び顧問

(役 職)

第 2 条 定款第 31 条第 1 項第 5 号に次の役職を置くことができる。

- (1) 事務局長 (2) 事務局次長 (3) 財務局長
- (4) 特別理事 (5) 室 長 (6) 委員長
- (7) 団 長 (8) 本 部 長 (9) 副室長
- (10) 副委員長 (11) 運営専務 (12) 総括幹事

第 3 条 本会議所の役員は、定款第 33 条に定める事項の他次の任務を有する。

1. 理 事 長

- (1) 本会議所の代表として対外的な発言をし、総ての総括責任をもつ。
- (2) 日本 J C 総会、東海地区、岐阜 B C 及び理事長会議に出席して本会議所の有する議決権の行使及び意見の発表を行う。
- (3) 理事会において討議決定された事項を総会及び例会において報告し、又総会、例会において決議された事項を企画実施する。

2. 副理事長

- (1) 理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、本会議所の円滑な運営の為、一体となって努力する。
- (2) 担当室、委員会を統轄して、活発な活動をはかり、各室、委員会の連絡調整をはかる。

3. 専務理事

- (1) 理事長、副理事長を補佐すると共に事務局及び担当室、委員会を統轄し、本会議所の運営の円滑化をはかる。

4. 事務局長

- (1) 理事長を補佐し、事務局を統轄する。

5. 事務局次長

- (1) 事務局長を補佐し、事務局の運営の円滑化をはかる。

6. 財務局長
(1) 本会議所の会計に当る。
7. 特別理事
(1) 日本 J C、東海地区、岐阜 B C 関係の役員及び委員又特別の職務を有する者が特別理事となる事ができる。
8. 室長
(1) 室長は室を統轄する。
9. 副室長
(1) 副室長は室長を補佐し室事業の円滑化をはかる。
10. 委員長
(1) 委員長は委員会を統轄する。
11. 副委員長
(1) 副委員長は委員長を補佐し、委員会の運営の円滑化をはかる。
12. 団長
(1) 団長は会議を統括する。
13. 本部長
(1) 本部長は団長を補佐し、活発な活動をはかり会議を運営する。
14. 運営専務
(1) 運営専務は、本部長を補佐し、会議運営の円滑化をはかる。
15. 総括幹事
(1) 総括幹事は室長または委員長、本部長を補佐し、それぞれの運営の円滑化をはかる。
16. 監事
(1) 監事は定款第 34 条に定める事項の他、総会、例会、理事会に出席し、所見を述べなければならない。
17. 顧問
(1) 顧問は、総会、例会、理事会、執行部会に出席し、総評を述べる事ができる。

第 3 章 理 事 会

(理事会の開催日)

第 4 条 定款第 41 条第 2 項により通常理事会は原則として毎月 23 日に開催する。但し 23 日が日曜・祝祭日の場合は翌日とする。23 日が土曜日の場合は翌々日とする。

(理事会の出席要請)

第 5 条 正会員は、理事長の要請のあった場合は、理事会に出席しなければならない。
(審議事項の提出)

第6条 理事長は理事より提出された審議事項を理事会に提出し、審議しなければならない。

第4章 執行部会

(執行部会の構成)

第7条 執行部会は、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事及び必要とする役員をもって構成する。

(執行部会の開催)

第8条 執行部会は原則として毎月1回開催し、理事長は必要に応じて臨時執行部会を開催することができる。

(執行部会の決議事項)

第9条 執行部会は、理事会に提出する議案、理事会より委託された事項及び緊急を要する事項を審議処理する。

(執行部会審議事項の報告)

第10条 執行部会において審議処理された事項の経過ならびに結果を理事会に報告しなければならない。

第5章 例会・室及び委員会

(例 会)

第11条

(1) 定款第49条第1項により例会は原則として毎月8日に開催する。但し、8日が日曜・祝祭日の場合は翌日とする。8日が土曜日の場合は翌々日とする。但し、理事会で了承があれば変更することができる。

(2) 例会は原則として午後6時30分以降より3時間とする。但し、理事会で了承があれば変更することができる。

(室及び委員会)

第12条 室及び委員会は原則として毎月1回以上開催する。

第6章 委員会の構成並びに活動分掌及び機能

(委員会の設置)

第13条 定款第50条によりつぎの委員会を置く。

(1) まちづくり委員会

(2) 例会研修委員会

- (3) 組織力向上委員会
- (4) 事務局
- (5) 必要に応じて理事会の議を経て特別の委員会を設けることができる。
(委員会の業務)

第14条 各委員会の業務は次の通りとする。

- (1) まちづくり委員会
 - ① 通常例会の企画・実施（5月）
 - ② まちづくりに関する事業（11月）
 - ③ 日本青年会議所、東海地区協議会、岐阜ブロック協議会との連携
 - ④ 会員拡大への対応
 - ⑤ 諸団体への協力
- (2) 例会研修委員会
 - ① 通常例会の企画・実施（4月・8月・10月）
 - ② 日本青年会議所、東海地区協議会、岐阜ブロック協議会との連携
 - ③ 会員拡大への対応
 - ④ 諸団体への協力
- (3) 組織力向上委員会
 - ① J C 青年の船「とうかい号」に関する事業
 - ② 通常例会の企画・実施（6月）
 - ③ 7月OB交流例会の企画・実施
 - ④ 12月忘年会・卒業式の企画・実施
 - ⑤ 日本青年会議所、東海地区協議会、岐阜ブロック協議会との連携
 - ⑥ 会員拡大への対応
 - ⑦ 諸団体への協力
- (4) 事務局
 - ① 1月例会の企画・実施
 - ② ブロック公式訪問への対応
 - ③ 中青会合同例会への対応
 - ④ 岐阜ブロック大会への対応
 - ⑤ ホームページの運営
 - ⑥ アルバム作成並びに記録と保全管理
 - ⑦ 総合基本資料の作成
 - ⑧ LOM褒章の選出並びに卒業記念品の選定
 - ⑨ 総会・理事会の準備および設営
 - ⑩ 総会・理事会の議事録の作成および保存
 - ⑪ 財務諸表の作成及びその他財務に関する処理

- ⑫ 会員の慶弔への対応
- ⑬ 定款その他諸規定の検討
- ⑭ 会員の出席の把握
- ⑮ 委員長会議の企画・実施
- ⑯ 委員会報告書の管理
- ⑰ 日本青年会議所、東海地区協議会、岐阜ブロック協議会との連携
- ⑱ 会員拡大への対応
- ⑲ 諸団体への協力
- ⑳ その他各号に付帯する行事

第 15 条 委員会において決議した事項は理事会の議を経て執行する。
(委員会の報告)

第 16 条 委員会は、委員会の協議した結果をすみやかに書面にて理事長に報告する。

第 7 章 出 席 義 務

(出席義務)

第 17 条

- (1) 正会員は各年度の総会、例会に 50%以上の出席義務を有する。
- (2) 正会員は事業年度に関係なく正当な理由なくして 3 回連続して例会に欠席してはならない。
- (3) 次の事項の場合は例会に出席したと見なす。
 - ① 他青年会議所へアテンダンス
 - ② 日本 J C ・東海地区・岐阜 B C 等の会合に出席したため例会に出席できなかった場合。

第 8 章 賞 罰

(褒 賞)

第 18 条 本会議所の目的達成に著しい功績があった個人又は団体に対して理事会の決定により褒賞を行う。褒賞の方法についてはその都度理事会で決定する。

(表 彰)

第 19 条 出席優秀会員褒賞規程に基づき年間出席率の優秀な会員は表彰する。

(ペナルティ)

第 20 条 次の各項に該当する場合はトレーニング会費を徴収することができる。

- (1) 総会、例会に遅刻 (100 円) 早退 (100 円) 欠席 (500 円) 但し無届けの場合は倍額を徴収する。

- (2) 総会、例会に JC バッジを着用しない場合 (100 円) 但し、6. 7. 8. 9 月において上着を着用しない場合はこの限りではない。
- (3) 総会、例会にネームプレートを着用しない場合 (100 円)
- (4) 総会、例会にてネクタイの着用をしない場合 (100 円) 但し、6. 7. 8. 9 月においてはこの限りではない。
- (5) 年間出席数 28 点以下の場合 (3,000 円) (出席優秀会員褒賞規程参照)
- (6) 返信連絡をしない場合 (100 円)
- (7) 理事会で必要と認めた事業及び会合についてはペナルティを徴収することができる。

第 9 章 雑 則

第 21 条 本規程に定めるもののほか、本会議所運営に関する必要事項は理事会において決定する。